

指名停止変更の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

パシフィックコンサルタンツ 株式会社
東京都千代田区神田錦町3-22

2 従前の指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年2月24日～令和4年4月23日（2ヵ月）
北陸区域（新潟県、富山県、石川県、福井県）

3 変更後の指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年2月24日～令和4年5月23日（3ヵ月）
北陸区域（新潟県、富山県、石川県、福井県）

4 変更の理由

本件については、当初、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、貴社に対し令和4年2月24日から2ヵ月の指名停止措置を行っているところであるが、その後、貴社の社員が別件契約に関しても公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕されたことが明らかになった。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領第3第5項（指名停止の期間の特例）に該当し、指名停止措置期間を1ヵ月延長し、3ヵ月に変更するものである。

5 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

第3第5項（指名停止の期間の特例）

大臣官房参事官（経理）は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。（略）

別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
<p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 当該区域内の他の公共機関の職員</p> <p>ロ 当該区域以外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内 当該区域以外を対象として 1ヵ月以上12ヵ月以内</p>